

サービスを利用される皆さまへ

職員が安心して働ける環境を整えることは、皆さまへの適切なサービスの提供につながります。

下記のような行為がないように
皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

身体的 暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
例) コップを投げつける/蹴る/たたく
唾を吐く

精神的 暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって
傷つけたり、おとしめたりする行為。
例) 怒鳴る/過度な謝罪を要求する
特定の職員にいやがらせをする
「この程度できて当然」と理不尽なサービスを
要求する

セクシュアル ハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、
好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
例) 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる
入浴介助中、あからさまに性的な話をする

※このチラシは、厚生労働省の補助金を活用して、三菱総合研究所により作成された「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（令和4年3月改訂版）を参考に作成しています。

松戸市

松戸市医師会・松戸歯科医師会・松戸市薬剤師会